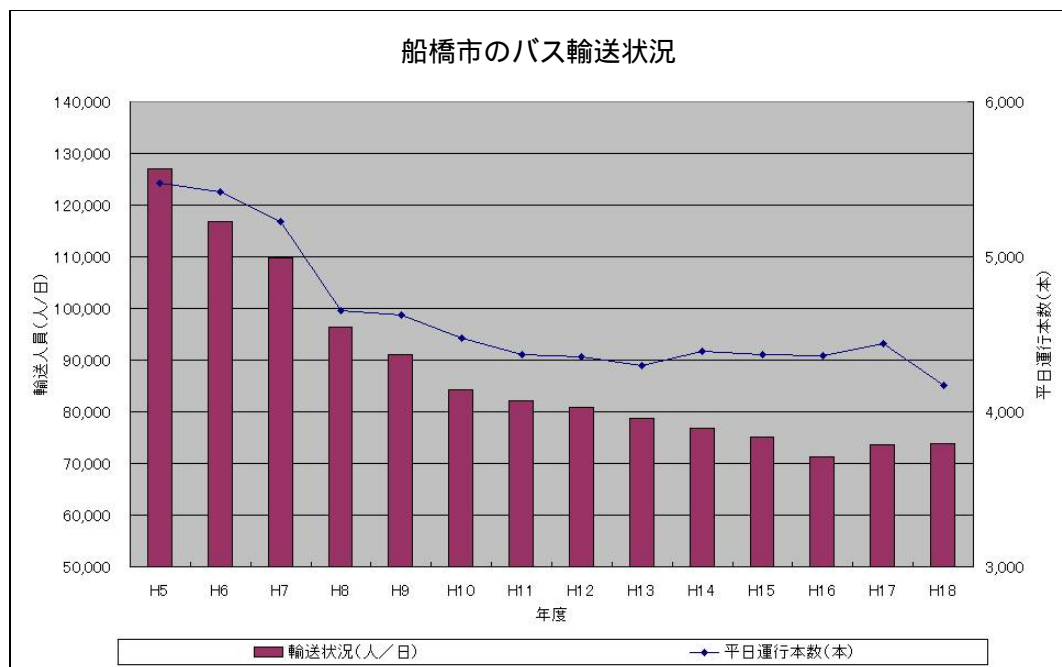


地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

1. 法の施行背景

近年、マイカーの普及により、日常生活におけるマイカー依存度が高まっており、公共交通利用者が年々減少している。このため、公共交通事業者は厳しい経営を迫られている。結果、運行本数の減少など交通サービスが低下し、さらに公共交通離れが顕在化するという悪循環から抜け出せないような状況に陥っている。このような、公共交通利用の減少は、交通渋滞や環境問題を誘発し、地域生活に支障を来すことが危惧される。

地域交通の活性化を図るために、交通事業者の経営努力や利用者の追加的な負担による対策を講じてはいるが、抜本的解決には至っていない状況を鑑みると、公共交通を支える新たな仕組みづくりが必要となっている。



2. 主な内容

【目的】

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

「主体的に創意工夫して頑張る地域を総合的に応援」

【計画の作成】

第五条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を作成することができる。

「市町村は地域公共交通総合連携計画の作成することができる」

【協議会の設置】

第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

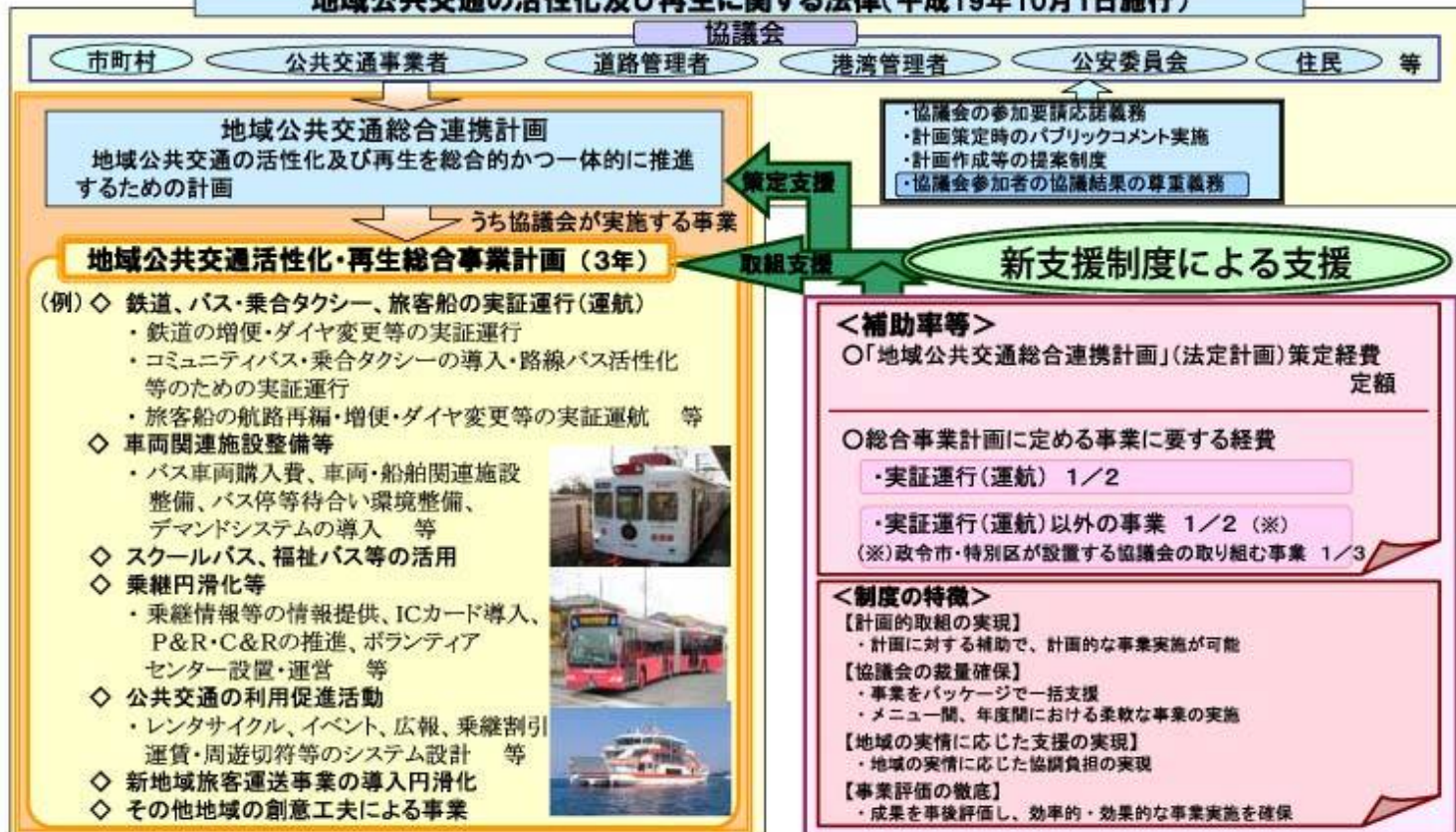
「市町村は協議会を設置することができる」、「協議結果の尊重義務」

地域公共交通活性化・再生総合事業

20年度予算額
3,000百万円(新規)

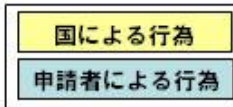
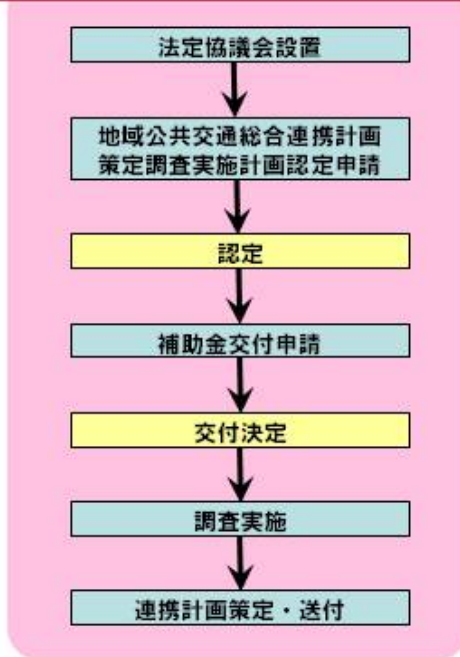
地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)



地域公共交通活性化・再生総合事業 執行フロー

①地域公共交通総合連携計画策定調査支援を受ける場合



②地域公共交通活性化・再生総合事業費補助を受ける場合

